

## 第 3 号議案 定款変更の件

### 変更理由

主たる事務所を豊中に変更するため。

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府<u>豊中市</u>におく。                  2 この法人は前項のほか、その他の事務所を<u>茨木市、吹田市、摂津市、高槻市、豊能郡豊能町</u>におく</p>	<p style="text-align: center;">(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市におく。                  2 この法人は前項のほか、その他の事務所を豊中市、吹田市、摂津市、枚方市、高槻市、豊能郡豊能町におく</p>
<p style="text-align: center;">(会員資格の喪失)</p> <p>第9条                  (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、督促してもこれに応じない者</p>	<p style="text-align: center;">(会員資格の喪失)</p> <p>第9条                  (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて督促してもこれに応じず、理事会において、支払う意思がないと認定した者</p>